

○日立市まちなか空き店舗活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日立市中小企業振興基本条例(平成30年12月26日条例第23号。以下、「条例」という。)第4条の規定並びに条例第9条第1号及び第2号に規定する基本方針に従い、商業機能の空洞化を解消し、まちなかの活性化を図るため、市内ＪＲ常磐線の各駅周辺や、ひたちＢＲＴ各停留所周辺商業地域等の空き店舗に出店する者又は移動販売車を購入して事業を開始する者等に対し、予算の範囲内において、事業に要する経費の一部を交付することについて、日立市補助金等交付規則(昭和45年規則第42号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「空き店舗」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 過去に営業していた実績があり、原則として3か月以上営業が行われていない店舗(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗内のものを除く。)又は原則として3か月以上居住者がいない住宅(共同住宅は除く。)であること。
- (2) 1階部分を店舗として使用し、又は1階部分を含めた複数の階を店舗として一体的に使用するものであること。
- (3) 公道に面した敷地等に営業していることを認知できる設備が備えられていること。
- (4) 次に掲げるいずれかの地域に立地していること。ただし、現にマイクロクリエイションオフィスに入居している事業者が、市内に移転する場合を除く。

ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域若しくは近隣商業地域

イ 市内ＪＲ常磐線の各駅からおおむね半径1キロメートル以内の地域(ただし、都市計画法第8条第1項第1号で規定する第一種低層住居専用地域を除く。)

ウ ひたちBRT各停留所からおおむね半径500メートル以内の地域

- 2 この要綱において、「移動販売車」とは、次条に定める補助対象事業を実施するために、必要な設備等を設置した車両のうち、道路運送車両法（昭和26年法律第85号）第2条第4項に規定する軽車両を除いたものをいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象事業は、空き店舗又は移動販売車を賃借若しくは新たに取得し、当該空き店舗又は移動販売車を、次に掲げる事業に活用するものとする。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項の規定による日本標準産業分類における、小売業、飲食サービス業及びその他これらに類する事業
- (2) 市長が特に必要と認める事業

2 前項の事業は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行わないもの
- (2) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2項に規定するインターネット異性紹介事業を行わないもの
- (3) フランチャイズ契約に基づく加盟店でないもの
- (4) 出店後3年以上継続して営業する予定のもの
- (5) 補助金申請者が直接、事業又は営業に携わるもの
- (6) 1日5時間以上、また、週5日以上営業するもの
- (7) 市内の他の店舗から移転して出店することにより、移転前の店舗を空き店舗としないもの。ただし、マイクロクリエーションオフィス入居者が移転する場合を除く。
- (8) 移動販売車で事業を行う場合は、1か月あたりの営業日数につきその2分の1以上を日立市内で実施するもの

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象者は、前条に規定する事業を営むもののうち、次の各号に該当

するものとする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する者
- (2) 日立市暴力団排除条例(平成24年3月23日条例第1号)第2条各号で定める暴力団関係者でない者
- (3) 申請時点において、本市の市税に未納がない者
- (4) 移動販売車で事業を行う場合は、市内に住所を有する個人、又は市内に事業所を有する者
- (5) 空き店舗・空き家所有者の3親等以内の親族でない者
- (6) その他市長が不適当と認めることを行わない者

(補助対象経費)

第5条 この要綱に基づく補助の対象となる経費は、空き店舗又は移動販売車で事業を開始又は継続するにあたり必要となる次に掲げる経費のうち、市長が別に定める期間中に代金の支払いが完了する経費とする。

- (1) 改装費用(市内に住所又は事業所を有する者に工事を請け負わせる場合とする。)
- (2) 車両購入費用(移動販売を行うため、新たに購入した車両に係る経費とする。)
- (3) 備品(長期にわたり使用可能なものに限る。)の購入費用
- (4) 広告宣伝費用

2 この要綱に基づき補助を受けた事業者で、開店より1年経過後、事業継続支援資金として次に掲げる経費のうち、3年経過までに支払いが完了する経費とする。また、補助申請受付回数については、事業者の各事業年毎に1回限りとする。

- (1) 改装費用(顧客獲得のための改装費用等。原則、市内に住所又は事業所を有する者に工事を請け負わせる場合とする。)
- (2) 備品(長期にわたり使用可能なものに限る。)の購入費用
- (3) 広告宣伝費用
- (4) 家賃(補助金を利用して出店した店舗に係る賃料であり、敷金、礼金、更新費用、仲

介手数料等は除く。)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は補助対象経費の合算額に別表1に規定する補助率を乗じた額とする。

ただし、算定した金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、限度額は別表1に規定する区分ごとの額とする。

- 2 市長は、補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）が別表2に規定する事項に合致するときは、前項で算出した金額に別表2で規定する金額を加算することができる。
- 3 前項に規定する加算金は、既に補助金の交付申請をした事業者が、当該補助金の交付後に別表2に規定する事項に該当したときも交付することができる。ただし、既に交付した補助金に加算されていないときに限る。

(交付の申請)

第7条 申請者は、規則第4条に定める書類に、次に掲げる書類を添えて所定の期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書又は売買契約書の写し
 - (2) 補助対象経費の見積書又は領収書及び支払いを証明する書類の写し
 - (3) その他市長が必要とする書類
- 2 事業完了後に補助金の交付を申請するときは、規則第4条に定める補助金交付申請書に、規則第6条の2に定める収支決算書及び事業成果書のほか、次に掲げる書類を添えて所定の期日までに市長に提出しなければならない。
- (1) 賃貸借契約書又は売買契約書の写し
 - (2) 補助対象経費の領収書及び支払いを証明する書類の写し
 - (3) 工事請負契約書の写し
 - (4) 改装前の写真及び改装後の写真
 - (5) 空き店舗の賃料又は取得に関する支出を証明する書類の写し
 - (6) 営業を開始したことが証明できる書類

(7) その他市長が必要とする書類

3 前条第3項の規定に基づき補助金の交付を申請するときは、規則第4条に定める補助金交付申請書に、地域商店会に支払いをしたことが分かる書類の写しを添えて所定の期日までに市長に提出しなければならない。

4 第5条第2項の規定に基づき補助金の交付を申請するときは、規則第4条に定める補助金交付申請書に、経費の支払いをしたことが分かる書類の写しを添えて所定の期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 前条第2項、第3項及び第4項の規定に基づき申請があったときにおいて、交付の決定と併せて交付すべき補助金の額が確定した場合は、補助金等確定通知書による補助事業者への通知を省略することができる。

(実績報告)

第9条 規則第6条の2による補助事業等実績報告書に添える書類は、同条に規定する収支決算書及び事業成果書のほか次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象経費の領収書及び支払を証明する書類の写し
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 改装前の写真及び改装後の写真
- (4) 空き店舗の賃料又は取得に関する支出を証明する書類の写し
- (5) 営業を開始したことが証明できる書類
- (6) その他市長が必要とする書類

2 前条の規定により交付決定を受けたものについては、補助事業等実績報告書及び前項各号に定める書類の提出を省略することができる。

(交付の請求)

第10条 申請者は、規則第8条第1号及び第2号に規定する書類の提出を省略することができる。

2 補助金の確定額が交付決定額と同額であるときは、補助金等交付請求書の提出を省略す

ることができる。

3 前項の規定に基づき、請求書の提出を省略した場合における請求日は、補助金等確定通知書（補助金等確定通知を省略したときは、補助金等交付決定通知書）の日付とする。

（調査、報告等）

第11条 市長は、必要があるときは、補助金を交付した事業者に対し、事業活動等の状況について、報告若しくは書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができる。

（補助金等の返還）

第12条 市長は、補助金を交付した事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。
- (3) 店舗を移転したとき若しくは廃止したとき又は移動販売車による事業から撤退したとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月23日から施行する。

（開店2年目及び3年目の事業者に対する追加支援実施に伴う改正）

この要綱は、令和3年7月2日から施行する。

（提出書類について改正）

この要綱は、令和3年11月16日から施行する。

（補助対象事業について改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（補助対象者について改正）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 6 条第 1 項関係）

区分	営業開始時間	補助率	限度額
A 枠 (店舗面積 3 0 m ² 以下)	日 中	1 ／ 3	5 0 0， 0 0 0 円
	午後 4 時以降		3 0 0， 0 0 0 円
B 枠 (店舗面積 3 0 m ² 超え)	日 中		1， 0 0 0， 0 0 0 円
	午後 4 時以降		6 0 0， 0 0 0 円
移動販売車			1， 0 0 0， 0 0 0 円
事業継続支援			3 0 0， 0 0 0 円 ※店舗家賃支援(最大 1 5 0， 0 0 0 円)含む

別表 2（第 6 条第 2 項関係）

名称	該当者	限度額
商店会加入促進加算金	申請者が地域商店会に加入する際の商店会費及び商店会が管理する施設等に対する維持管理経費を支払ったとき。 ただし、開店した日の翌日から起算して、1 年を経過する日までに支払いを完了したものに限る。	100,000 円